

枚方市 子ども・若者育成計画

～ひきこもり等の子ども・若者の自立に向けて～

第2期

令和6年度

進行管理報告書（案）



目次

計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
本計画の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
ひきこもりの推計値・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
施策目標の今後の方向について・・・・・・・・・・	4

基本方向Ⅰ

困難を有する子ども・若者とその家族に情報を届け、相談・支援につながる仕組みの強化

施策目標1 地域・関係機関が連携して本人や家族に情報を届ける体制の確立・5

施策目標2 相談体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

基本方向Ⅱ

困難を有する子ども・若者の自立に向けた支援体制の確立

施策目標3 子ども・若者や家族等の居場所づくりの推進・・・・・・・・16

施策目標4 就労支援の推進と定着・安定的就労に向けた支援の充実・・・・19

施策目標5 ひきこもり予防としての不登校対策、中退予防の推進・・・・24

基本方向Ⅲ

子ども・若者とその家族を社会全体で育む環境づくり

施策目標6 子ども・若者とその家族を社会で支える環境の整備・・・・31

施策目標7 多様な関係機関による支援ネットワークの構築・・・・・・・・36

3. 計画の体系

基本理念

子ども・若者の社会性を育み、自立を支援する

基本方向Ⅰ

困難を有する子ども・若者とその家族に情報を届け、相談・支援につながる仕組みの強化

施策目標

- 1 地域・関係機関が連携して本人や家族に情報を届ける体制の確立
- 2 相談体制の充実

施策の推進方向

- (1) 情報を届け相談・支援につながる仕組みの強化
- (2) 本人や家族の視点に立った情報の発信
- (1) 重層的な支援に対応できる相談体制の充実
- (2) 各種事例に対応できる相談体制の構築
- (3) 家族を対象とした相談支援の充実

基本方向Ⅱ

困難を有する子ども・若者の自立に向けた支援体制の確立

施策目標

- 3 子ども・若者や家族等の居場所づくりの推進
- 4 就労支援の推進と定着・安定的就労に向けた支援の充実
- 5 ひきこもり予防としての不登校対策、中退予防の推進

施策の推進方向

- (1) 子ども・若者がつながる居場所づくりの推進
- (2) 社会参加を促すプログラムの充実
- (3) 家族を支える居場所としての家族会の充実
- (1) 多様な就労支援・体験プログラムの実施
- (2) 個人の特性に適した就職支援と職場開拓の推進
- (3) 安定的就労のための継続的な支援の推進
- (1) 義務教育期間における不登校対策の推進
- (2) 高等学校以降における不登校対策、中退予防の推進

基本方向Ⅲ

子ども・若者とその家族を社会全体で育む環境づくり

施策目標

- 6 子ども・若者とその家族を社会で支える環境の整備
- 7 多様な関係機関による支援ネットワークの構築

施策の推進方向

- (1) ひきこもり等への正しい理解の促進
- (2) さまざまな人とのふれあいの中で多様な体験ができる機会づくり
- (3) キャリア教育・職業教育の推進
- (4) メンタルヘルスケアの必要性の啓発
- (1) 切れ目のない支援を行うためのネットワークの構築

はじめに

枚方市では、子ども・若者のひきこもり・ニート等の対策を進めるため、平成 25 年 5 月に子ども・若者支援推進法に基づく「枚方市子ども・若者育成計画～ひきこもり等の子ども・若者の自立に向けて～」を策定し、計画に基づいた様々な施策・支援を進めてきました。

こうした中、国においては、計画を策定する際に参考にした「子ども・若者ビジョン」が廃止され、新たに「子供・若者育成支援大綱」が定められるなど、子ども・若者の有する課題はさらに複合性・複雑性を増し、それを踏まえた重層的な支援の充実が求められていることから、本市においても、子ども・若者の育成支援を、より総合的かつ計画的に推進していくため、平成 30 年 3 月に「枚方市子ども・若者育成計画」の改定版を策定しました。本計画の改定版では、ひきこもり・ニート等の子ども・若者の自立の促進に繋がるような各施策に取り組んで参りました。

改訂版が令和 4 年度をもって終期を迎えることから、改訂版の計画を引き継ぐ計画として「枚方市子ども・若者育成計画」の第 2 期を策定しました。令和 3 年 4 月に策定された「第 3 次子供・若者育成支援推進大綱」の内容や現行計画での取り組みや課題などを踏まえ、子ども・若者やその家族の状況やニーズに合わせた新たな相談支援やつながり方、多様な居場所づくりの創出、義務教育以降も途切れない支援を行うことなどを視野に入れ、全ての子ども・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会を目指すことができるよう取り組み内容を計画しました。

本計画に基づく施策の実施状況については、年度ごとに「枚方市子ども・若者育成計画推進委員会」において把握・点検するとともに、「枚方市青少年問題協議会」において、進捗状況を点検・確認をいただくとともにしております。

令和 6 年度の主な取り組みとして、児童福祉分野と母子保健分野の相談・支援を一体的に行うため「まるっとこどもセンター」を開設し、令和 6 年 9 月には、子どもや妊娠婦、子育て世帯をまるごと支援する取り組みを充実させるため、枚方市駅前行政フロア 6 階へ移転し一体的運営を開始しました。

このような中、こども基本法第 10 条に定められた市町村こども計画として、本計画、「枚方市子ども・子育て支援事業計画」、「枚方市ひとり親家庭等自立促進計画」の 3 計画を一体のものとし令和 7 年 4 月を始期とする「枚方市子ども・若者総合計画」を策定しました。これに伴い、本計画は令和 6 年度限りで終了し、令和 7 年 4 月からは、「枚方市子ども・若者総合計画」において、引き続き、自立を支援する施策を総合的かつ計画的に推進し、さまざまな関係機関・団体、事業者等との連携を深めながら、地域一体となった取り組みを進めていきます。

本計画の対象

本計画の対象は、主にひきこもり、若年無業者（ニート）、不登校状態の子ども・若者（※）で義務教育終了後（15 歳）から 30 歳代までで、その家族も対象とします。なお、ひきこもり、若年無業者（ニート）、不登校として国が定めている定義は次のとおりで、本計画において使用する場合に準用します。（※）子ども・若者の呼称・年齢区分は法令によってさまざまであることから、施策によって「青少年」、「児童・生徒」等の用語を使用しています。

ひきこもり

さまざまな要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態を指す現象概念。〈厚生労働省「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」より〉

① 狭義のひきこもり	・自室からほとんど出ない ・自室からは出るが、家からは出ない ・ふだんは家にいるが近所のコンビニなどには出かける
② 準ひきこもり	ふだんは家にいるが自分の趣味に関する用事のみときだけ外出する
③ 広義のひきこもり	① + ②

〈内閣府「若者の生活に関する調査より」〉

若年無業者（ニート）

15～34 歳で、非労働力人口のうち家事も通学もしていない者〈厚生労働省〉

不登校

何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるために年間 30 日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの 〈文部科学省〉

ひきこもりの推計値

◎令和 4 年度調査

$\left(\begin{array}{c} \text{有効回答率に} \\ \text{占める割合} \end{array} \right)$
 $\left(\begin{array}{c} \text{枚方市の推計値(人)} \\ \text{【() 内は全国の推計】} \end{array} \right)$

自室からは出るが、家からは出ない 又は 自室からほとんど出ない	0.36%	346 人 (11.5 万人)	狭義の ひきこもり 1,057 人 (35.1 万人)
ふだんは家にいるが近所のコンビニなどには 出かける	0.74%	711 人 (23.6 万人)	

ふだんは家にいるが自分の趣味に関する用事 のときだけ外出する	0.95%	準ひきこもり 912 人(30.3 万人)
計	2.05%	広義のひきこもり 1,969 人(65.4 万人)

枚方市の 15～39 歳の総数 96,020 人(令和 6 年 4 月 1 日住民基本台帳)に左記割合を乗じて算出

資料：2022 年度 内閣府「こども・若者の意識と生活に関する調査」

令和 4 年度の内閣府の調査では、狭義のひきこもりと準ひきこもりを足した広義のひきこもりは全国でおよそ 65 万人（15～39 歳）いると推計されており、本市においては、令和 6 年 4 月 1 日現在の 15～39 歳の総数をもとに算出すると 1,969 人と推計されます。

(参考) 平成 27 年度調査

自室からは出るが、家からは出ない 又は 自室からほとんど出ない	0.16%	170 人 (5.5 万人)	狭義の ひきこもり 542 人 (17.6 万人)
ふだんは家にいるが近所のコンビニなどには 出かける	0.35%	372 人 (12.1 万人)	

ふだんは家にいるが自分の趣味に関する用事 のときだけ外出する	1.06%	準ひきこもり 1126 人(36.5 万人)
計	1.57%	広義のひきこもり 1,668 人(54.1 万人)

枚方市の 15～39 歳の総数 106,269 人(平成 29 年 4 月 1 日住民基本台帳)に左記割合を乗じて算出

資料：平成 27 年度 内閣府「若者の生活状況に関する調査」

施策目標の今後の方向について

次ページから施策目標 1～7 の進捗状況についてまとめています。

なお、各事業の今後の方向については下表のとおりです。

	説明	件数
継続・推進	事業目的の達成に向けて継続中で、今後も推進していく 取り組み	52
充実・強化	事業目的の達成に向けて継続中で、対象者の拡充や制度 の改善を図っている取り組み	10
改善・見直し	事業目的の達成に向けて継続中であるか、今後は手段の 改善・見直しを行う取り組み	0
終了(完了)	事業目的を達成した取り組み	0
終了(休止)	課題等があり、事業を中止している取り組み	0

※再掲分も含んだ件数です。

※枚方市庁内の関係機関以外の取り組みについては、「今後の方向」を設定していません。

基本方向 I

困難を有する子ども・若者とその家族に情報を届け、相談・支援につながる仕組みの強化

施策目標 1 地域・関係機関が連携して本人や家族に情報を届ける体制の確立

施策の推進方向における主な取り組み

- ・多様な媒体を活用するとともに、新たな手法を検討し、ニーズに応じた情報発信に取り組む。
- ・枚方市子ども・若者支援地域協議会における支援機関等の更なる連携により、困難を有する子ども・若者や家族により早く情報を伝える。
- ・中学校や高等学校、支援機関等と連携した情報発信で、早い段階で相談につなげるよう努める。
- ・枚方市青少年サポートマップの内容の充実。
- ・本人や家族の視点に立った情報発信。

◎取り組みと成果

- ・枚方市子ども・若者支援地域協議会を開催し、関係機関の連携による適切な情報提供のためのネットワークの充実に努めた。
- ・教育委員会と連携し、中学校進路指導主事連絡会および、スクールカウンセラー連絡会にて、中学校卒業後につながる先として、ひきこもり等子ども・若者相談支援センターを周知。
- ・ひきこもり等子ども・若者相談支援センターのリーフレットおよび、若者本人が手に取りやすいように表現やデザインを工夫したカード型のリーフレットの改訂版を作成。
- ・枚方市青少年サポートマップの改訂版（第8版）を作成。枚方市内にあるひきこもりや不登校などの相談窓口の最新の情報を整理し掲載。
- ・ひきこもり等子ども・若者相談支援センターにて、ひきこもり等の理解を深め、支援について周知する市民講座を、会場開催と動画による配信と2つの方法で実施。
- ・本人の視点に立った取り組みとして、ひきこもり状態などさまざまな生きづらさを抱えている女性を対象とした当事者会である「ひきこもり女子会 in OSAKA 3市」を開催。
- ・コミュニティソーシャルワーカー配置事業における多職種連携会議や、家庭児童相談（まるっとこどもセンター）による子どもをはぐくむネットワーク会議にて、関係機関それぞれの支援情報の理解と共有に努めた。
- ・令和6年度、児童福祉分野と母子保健分野の相談・支援などを一体的に行うため、まるっとこどもセンターを設置。同センター内に、ひきこもり等子ども・若者相談支援センターを位置づけ、18歳以降も支援が必要な若者につながるよう連携。

◎課題

- ・子ども・若者を取り巻く背景が複雑化、多様化する中、関係機関のよりよい連携により、子どもとその家族に適した支援を届けるため、機関や相談員同士がお互いの役割を理解し合うことが必要。

◎今後の取り組み

- ・枚方市子ども・若者支援地域協議会にて関係機関とのネットワークの充実。
- ・中学校卒業以降の進路には多様な選択肢があることを周知する学校相談会を、枚方市子ども・若者支

援地域協議会の構成機関等と連携し開催するとともに、長期・高齢化しているケースに支援情報が届けられるような市民講座を開催するなど、年代や対象を意識した取り組みを実施。

施策目標に関連する各事業の取り組み状況

1.【ひきこもり等子ども・若者相談支援センター】

<概要>

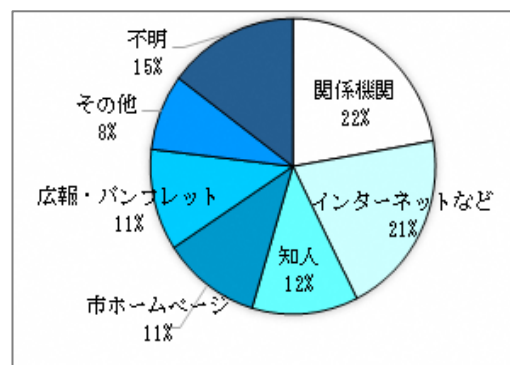
ひきこもりや不登校など困難を有する子ども・若者（おおむね 15 歳から 39 歳まで）とその家族を対象とした相談支援を実施。相談者を対象に、次のステップとして、少人数での活動を通して社会とのつながりを築いていく居場所支援事業「ひらぼ」、同じ悩みを持つ家族の相互理解や交流を目的とする家族支援事業「家族の会」を開催している。また、枚方市子ども・若者支援地域協議会を設置し、切れ目のない適切な支援が行える体制づくりを進めている。

・令和6年度相談経路

新規相談 107 件の内、ひきこもり等子ども・若者相談支援センターを知ったきっかけは、関係機関（※）からの紹介が 22%と一番多く、次いで、インターネット、知人であった。

（※関係機関）

市役所各窓口（まるっとこどもセンター・家庭児童相談、保健所など）、教育機関など（多い順に抜粋）。



・講座等の開催

ひきこもり等の子ども・若者の理解を深め、支援について周知・啓発するための市民講座を開催した。会場での開催と動画による配信（オンデマンド）を行った。

開催日	内 容	参加人数
（会場開催）		（会場）
10月28日	子ども・若者支援のための市民講座	29
（動画配信）	テーマ：「ゲームやネットとのほどよい付き合い方 ～思春期・青年期の子ども・若者がみている世界を知ろう～」	（動画申込）
11月18日～	講師：関 正樹 氏（医療法人仁誠会 大湫病院 児童精神科医）	105
12月16日		（動画視聴回数）
		124

ひきこもり状態などさまざまな生きづらさを抱えている女性を対象とした当事者会である「ひきこもり女子会 in OSAKA 3市」を開催した。

開催日	内 容	参加人数
≪枚方会場≫	ひきこもり女子会 in OSAKA 3市	（第1部）
11月21日	【第1部】ひきこもり経験者の「体験談トーク」 講師：（一社）ひきこもり UX 会議	36人
	【第2部】当事者・経験者のみの「グルーブトーク」	（第2部）
		23人

その他、地域の各団体より依頼を受けて、ひきこもり等をテーマとした職員による出前講座等を4回実施した。

・情報発信

ひきこもり等子ども・若者相談支援センターのリーフレットの改訂版を 2,000 部作成。また、若者本人が手に取りやすいように表現やデザインを工夫したカード型のリーフレットの改訂版を 200 部作成した。

枚方市内にあるひきこもりや不登校などの相談窓口を1枚のイラストマップ（A3六つ折）にまとめた「枚方市青少年サポートマップ」の改訂版（第8版）を 2,000 部作成。

令和5年度実務者会議にて作成した、ひとり暮らしを始める際に活用できる、くらしの知識やもしもの時の相談先をまとめた冊子「くらし応援ハンドブック」を 400 部増刷。

上記、関係機関に配布し、市民への説明や窓口設置など、支援と周知に活用した。

・枚方市子ども・若者支援地域協議会

令和6年度は、代表者会議を1回、実務者会議である「ひきこもり等地域支援ネットワーク会議」を6回開催。高齢福祉や地域の拠点づくりなど、広くさまざまなテーマを設定し、引き続きネットワークの充実を図った(詳細は施策目標7)。

教育委員会と連携し、中学校進路指導主事連絡会および、スクールカウンセラー連絡会にて、中学校卒業後につながる先として、ひきこもり等子ども・若者相談支援センターの周知を行った(詳細は施策目標5)。

2.【関係機関の事業・取り組み】

事業・取り組み名 【担当課・機関名】	事業の概要	令和6年度実績	今後の方向
コミュニティソーシャルワーカー配置 (多機関協働等)事業 【健康福祉総合相談課】	障害者や高齢者、ひとり親家庭等の援助を要するあらゆる者を対象に、見守り・声かけ等のセーフティネットの構築、相談・支援などの福祉サービスへのつなぎ等を行うため、「いきいきネット相談支援センター」を開設し、コミュニティソーシャルワーカーを配置している。	「いきいきネット相談支援センター」を開設し、コミュニティソーシャルワーカーを10名配置し相談対応を行った。実相談者数1,012人、延相談件数9,729件。 「重層的支援体制整備事業」において、定期的に会議を開催し、介護・障害・子ども・生活困窮の各担当部署及び各関係機関と一体的に支援策等を検討した。 さらに、「重層的支援体制整備事業」のうち「参加事業」として、作品等を展示する「クラカフェ」やICTの活用方法を学ぶ「スマカフェ」を実施し、地域社会とのつながりを持つ手段の一助を担った。 また、「多職種連携会議」を3回開催した。第1回及び第2回は「居住支援事業」について、第3回は「重層的支援体制整備事業における地域づくり」について講演会を行い、各関係機関との連携を図った。 延べ41団体、延べ74人の参加があった。	継続推進
枚方公園青少年センター青少年サポート講座 【子ども青少年政策課】	青少年問題専門の相談員等による青少年サポート講座等を行っている。 不登校や家族・友達関係等で悩んでいる子ども・若者たちに寄り添い、相談にのったり励ましたりする身近な人材を養成する講座を開催している。	令和6年度は、10月に1回開催し、8人の参加があった。 講演テーマ「思春期世代の成長課題を一緒に考えようー不登校、ネットやゲームー自立に向けて自律を支えるにはー」 講師：森本昇(児童福祉司)、福田やとみ(臨床心理士・公認心理師)	継続推進

まるっとこどもセンターの設置 【まるっとこどもセンター】	児童福祉分野と母子保健分野の相談・支援などを一体的に行うため、まるっとこどもセンターを設置する。	子どもや妊産婦、子育て世帯をまるごと支援する取り組みを充実させるため、9月に枚方市駅前行政フロア6階へまるっとこどもセンターを移転し、一体的運営を開始した。	継続推進
家庭児童相談 【まるっとこどもセンター】	18歳未満の子どもとその保護者から、親子関係や子どもの発達、不登校等に関すること、育児不安や児童虐待等、様々な相談に応じている。	相談事業の一つとして、市内の子どもの相談に関わる関係機関が情報を共有し、市民に対して、適切に情報提供や紹介を行うとともに、現状を把握することで、よりよい相談援助が実施できることを目的とする、「枚方市子どもをはぐくむネットワーク会議」を8月と2月の2回実施した。 ネットワーク機関の構成は、私立保育幼稚園課、公立保育幼稚園課、市立ひらかた子ども発達支援センター、児童生徒課、まるっとこどもセンター（母子保健担当、子ども・若者相談担当、家庭児童相談担当・事務局）となっている。	継続推進
地域子育て相談機関の機能追加（公立4地域子育て支援拠点施設） 【まるっとこどもセンター】	子育ての悩みや不安を気軽に相談できる窓口の設置	令和6年4月から地域子育て支援拠点施設（おやこの広場）の内、公立の4箇所に、地域子育て相談機関の機能を整備した。子育ての悩みや不安を気軽に相談できる窓口として、まるっとこどもセンターと連携して必要な支援にあたった。	充実強化

◎充実強化の内容

事業・取り組み名 【担当課・機関名】	今後の方向	取り組み内容
地域子育て相談機関の機能追加（公立4地域子育て支援拠点施設） 【まるっとこどもセンター】	充実強化	令和7年度は、民間施設4カ所を加え計8カ所で運営する。引き続き、子育ての悩みや不安を気軽に相談できる窓口として、まるっとこどもセンターと連携して必要な支援にあたる。

施策目標2 相談体制の充実

施策の推進方向における主な取り組み

- ・各関係機関と連携し、複雑・複合化した重層的な支援ニーズに包括的に対応できる相談体制の充実。
- ・ニーズに合わせた新たな相談手法の整備。
- ・アウトリーチ等各種事例に対応できるよう、相談員のスキルアップ等を図る。
- ・家族を対象とした相談支援の充実。

◎取り組みと成果

- ・ **ひきこもり等子ども・若者相談支援センターにて相談支援を実施。** 延べ相談支援件数 3,800 件。新規相談件数 107 件。
初回の相談者の 65%が家族。家族を通じて本人の相談につなげるため、家族に対する継続相談を実施。また、月に 1 回、相談者を対象に同じ悩みを持つ家族の相互理解や交流を目的とした家族の会を開催。家族支援の充実に取り組んだ。
- ・ 枚方市保健所（保健医療課）にて、ひきこもり家族交流会を開催。
- ・ **枚方公園青少年センターの青少年相談にて、**青少年の悩みや青少年問題全般についての相談支援を月 2 回実施。相談件数 58 件。
- ・ **重層的支援体制整備事業の活用や、**自立相談支援センター（健康福祉総合相談課）等との連携をとおり、ひきこもり等の背景や要因が複雑化して対応が困難なケースの支援に取り組んだ。

◎課題

- ・ 子ども・若者の生きづらさの背景や要因が複雑に重なりあっている、対応が困難な事例に対し、職員の資質の向上が必要。

◎今後の取り組み

- ・ ひきこもり等の背景や要因が複雑化、または長期化している事例など、一つの窓口だけで対応することが難しい相談に対し、適切な支援が行えるよう、関係機関との細やかな連携を行うとともに、対応する相談員のスキルアップに努める。

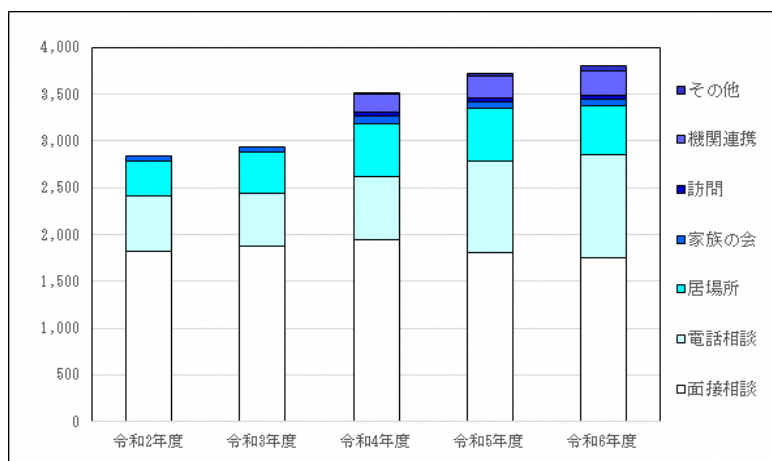
施策目標に関連する各事業の取り組み状況

1. 【ひきこもり等子ども・若者相談支援センター】

・ 令和6年度相談支援件数

延べ相談支援件数 3,800 件。内訳は来所相談 1,759 件、電話相談 1,097 件、居場所支援 524 件、家族の会 69 件、訪問 42 件、機関連携 254 件、その他 55 件。

増加傾向の電話相談は、相談員からのフォローの電話も含む。また、その他は、手紙の送付などが多くをしめる。機関連携の増加とともに、継続的で丁寧な相談支援に努めた結果と思われる。



	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
面接相談	1,817	1,881	1,944	1,807	1,759
電話相談	601	565	671	973	1,097
居場所	373	430	564	565	524
家族の会	52	59	85	68	69
訪問	(66)	(53)	49	43	42
機関連携	(139)	(142)	185	234	254
その他	—	—	9	25	55
計(件・延べ)	2,843	2,935	3,507	3,715	3,800

※令和3年度以前の（ ）内の数は上記の項目に含めていたが、令和4年度より訪問・機関連携・その他を抜き出してカウントすることとした。

令和6年度の実相談ケース数は275件、そのうち新規相談が107件。コロナ禍以降、5年ぶりに100件を超えた（令和元年度の新規相談は152件）。市民への周知や関係機関との連携が進み、必要な支援につながった結果と考える。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
実相談（件）	249	246	262	268	275
新規相談（件）	72	82	87	94	107

・訪問支援

継続相談の中で、必要に応じて訪問支援を実施した。延べ42件の内、家庭訪問が25件、本人や家族と一緒に各窓口へ同行する、同行訪問は17件。

（同行訪問先）

就労支援機関、市役所各窓口、医療機関、居場所支援「ひらぽ」など（多い順に抜粋）。

・機関連携

本人や家族の了承のもと、他機関に紹介するための事前連絡や、状況の共有、支援のための協議など、関係機関との連携を行った。

（連携機関）

市役所各窓口（健康福祉総合相談課、生活福祉課、保健所（保健医療課）など）、就労支援機関、障害福祉関係機関、医療機関、学校など（多い順に抜粋）

・支援による変化

継続的な支援を行っているケースと、継続支援ののち令和6年度に終結したケースを対象に、令和7年3月31日時点における状況を確認し、来所時との変化を比較した。

上記対象ケース（213件）の内、「居場所支援へ参加できる」や「就労等を開始することができる」など＜社会参加に向けた行動＞を表した指標においては、64.8%が来所時より社会参加の方向に変化した。「家族以外からの働きかけに応じる」や「小集団の中でコミュニケーションができる」など対人関係における＜コミュニケーション＞を表した指標においては、67.1%が来所時より適応の方向に変化した。自立の過程は一人ひとり異なるものではあるが、＜再登校・就労＞に至っているケースは、55件であった。

令和6年度に終結したケース36件を対象に、終結時の状況を、＜社会参加に向けた行動＞を表した指標により確認した。①就労や就学に向けた動きができていた状況で終結したケースが38.9%、②家族以外の他者や社会資源や居場所につながっている状況（例えば、困った時にSOSが出せる＝孤立していない）で終結したケースが38.9%、③主に自宅での生活をしている状況（例えば、家族の協力を得ながら、本人なりに生活が成り立っている）で終結したケースが22.2%であった。

自立への進み方は一人ひとり異なるものであり、就労や就学だけが社会参加の形ではなく、本人なりの自立を支援しているところである。

<社会参加に向けた行動>

	R3.3.31 時点	R4.3.31 時点	R5.3.31 時点	R6.3.31 時点	R7.3.31 時点
来所時より社会参加の方向に変化した割合	64.6%	64.1%	67.5%	62.8%	64.8%
対象ケース数	206	206	203	218	213

<コミュニケーション>

	R3.3.31 時点	R4.3.31 時点	R5.3.31 時点	R6.3.31 時点	R7.3.31 時点
来所時より適応の方向に変化した割合	70.9%	67.0%	70.0%	63.8%	67.1%
対象ケース数	206	206	203	218	213

<再登校・就労>

	R3.3.31 時点	R4.3.31 時点	R5.3.31 時点	R6.3.31 時点	R7.3.31 時点
再登校・就労ケース数	39	41	60	60	55
対象ケース数	206	206	203	218	213

※就労後、年度をまたいで定着支援を行っているケースもあるため、数値は重複している。

<終結時の状況>

終結時の状況	③主に自宅での生活をしている 状況	②家族以外の他者や社会資源や 居場所につながっている状況	①就労や就学に向けた動きが できている状況
終結ケースの内訳(割合)	22.2%	38.9%	38.9%

※令和6年度に終結したケース 36 件

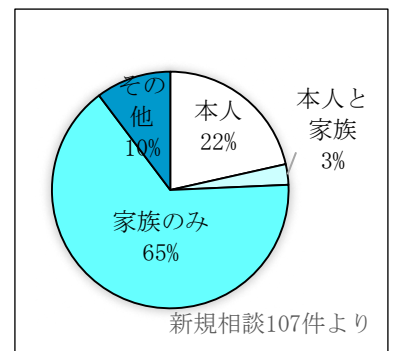
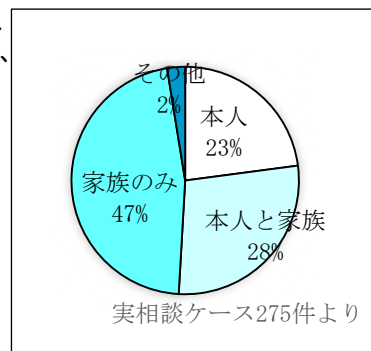
・家族支援

初回相談の 65%が家族のみからの相談であることから、まずは家族等が安定して本人を支えることができるように、家族支援に取り組んだ。

実相談ケース 275 件においては、本人、もしくは本人と家族からの相談が合わせて、51%、家族のみからの相談が 47%であった。

月に 1 回、ひきこもり等子ども・若者相談支援センターの相談者を対象に、同じ悩みを持つ家族の相互理解や交流を目的として家族の会を開催し、家族支援に努めた。

実施回数 11 回、参加延べケース 69 件。



・相談員のスキルアップ

大阪府が主催する各種研修に参加。相談・居場所支援・家族の会を一体的に支援に生かすことを学ぶため、年に 4 回、継続スーパーヴァイズを実施し、職員のスキルアップに努めた。

ひきこもり等の状態には、さまざまな背景や要因があり、複雑化してきているため、ひきこもり等子ども・若者相談支援センターだけで対応することは難しい。必要な支援が適切に実施できるよう、以下の関係機関（施策目標 4 の就労支援機関も含む）と連携し、さまざまな事例に対応できるよう、重層的な支援に努めた。

2.【関係機関の事業・取り組み】

事業・取り組み名 【担当課・機関名】	事業の概要	令和6年度実績	今後の方向
重層的支援体制整備事業 【健康福祉総合相談課】	複雑化又は複合化した地域生活課題を抱える市民に対する包括的な支援を行う。	重層的支援会議の開催回数：62回	継続推進
自立相談支援センター (生活困窮者自立支援法に基づく相談窓口) 【健康福祉総合相談課】	経済的な理由による生活困窮者からの相談を受け、就労支援を中心にハローワーク枚方や社会福祉協議会等の関係機関と連携しながら、自立に向けた継続的・寄り添い型の支援を実施している。	主任相談支援員1名、相談支援員5名で対応し、新規相談が557件、延べ2,273件の相談支援を実施した。 また、ハローワークや社会福祉協議会、CSW等の関係機関との支援会議を7回開催した。	継続推進
コミュニティソーシャルワーカー配置(多機関協働等)事業 【健康福祉総合相談課】 (再掲)	障害者や高齢者、ひとり親家庭等の援助を要するあらゆる者を対象に、見守り・声かけ等のセーフティネットの構築、相談・支援などの福祉サービスへのつなぎ等を行うため、「いきいきネット相談支援センター」を開設し、コミュニティソーシャルワーカーを配置している。	「いきいきネット相談支援センター」を開設し、コミュニティソーシャルワーカーを10名配置し相談対応を行った。実相談者数1,012人、延相談件数9,729件。 「重層的支援体制整備事業」において、定例的に会議を開催し、介護・障害・子ども・生活困窮の各担当部署及び各関係機関と一体的に支援策等を検討した。 さらに、「重層的支援体制整備事業」のうち「参加事業」として、作品等を展示する「クラカフェ」やICTの活用方法を学ぶ「スマカフェ」を実施し、地域社会とのつながりを持つ手段の一助を担った。 また、「多職種連携会議」を3回開催した。第1回及び第2回は「居住支援事業」について、第3回は「重層的支援体制整備事業における地域づくり」について講演会を行い、各関係機関との連携を図った。 延べ41団体、延べ74人の参加があった。	継続推進

枚方公園青少年センター 青少年相談 【子ども青少年政策課】	青少年相談は、いじめ、不登校、ひきこもり、中途退学、ニート問題や人間関係等の青少年の悩みや青少年問題全般について、早期解決に資することを目的に行っている。概ね26歳までの青少年及びその保護者等を対象として、青少年問題専門の相談員（児童福祉司、臨床心理士・公認心理師）が月2回（月曜日）の午後・夜間の時間帯に相談窓口を継続して実施している（電話相談・面接相談、要予約）。なお、予約は専用メールでも受け付けている。	令和6年度の青少年相談の相談件数は58件（面接相談36件、電話相談22件）。	充実強化
こころの健康相談 （子ども・若者のメンタルヘルスケア） 【保健医療課】	精神疾患を有する者、または疑いがある者またはその家族に対して、精神科医、精神保健福祉士、保健師等による相談を実施。精神疾患の早期発見、早期治療の推進等に向けた相談を実施している。	令和6年度の相談件数は延べ4,963件、うち訪問については延べ461件実施。精神疾患の早期発見・早期治療を目的とした相談については、受療支援が延べ136件（うち訪問34件）、精神科医師による診断・判定が延べ49件。自殺未遂者相談支援事業での39歳以下の相談件数は20件。	継続推進
ひきこもり家族教室・交流会 【保健医療課】	ひきこもりを抱える家族を対象に、交流や学習の場として2か月に1回実施している。	令和6年度は、6回実施、延べ参加人数33人。	継続推進
心のサポーター養成事業 【保健医療課】	メンタルヘルスや精神疾患への正しい知識を持ち、精神疾患の予防や早期介入につなげることを目的に「心のサポーター」を養成している	市民及び関係機関対象にオンラインで1回、対面で1回実施。延べ91人が「心のサポーター」として認定された。	継続推進
障害者相談支援センター 【障害企画課】	市内7か所に設置。障害者が地域で安心して暮らすことができるよう、本人、保護者等への相談支援を実施している。地域活動支援センターを併設し、創作的活動等の機会を提供して社会との交流促進を図っている。	障害者相談支援センターの相談件数は14,858件、地域活動支援センターの延べ利用者数は36,010人。	継続推進
家庭児童相談 【まるっとこどもセンター】	18歳未満の子どもとその保護者から、親子関係や子どもの発達、不登校	相談事業として、相談延べ件数6,833件（内訳 虐待1,534件、養護その他535件、言語発達14	継続推進

(再掲)	等に関すること、育児不安や児童虐待等、様々な相談に応じている。	件、知的障害 111 件、発達障害 913 件、障害その他 4 件、非行 101 件、性格行動 2,310 件、不登校 1,171 件、育成その他 92 件、その他 48 件)。 また、保護者が良好な親子関係を築くためのスキルや考え方を学ぶ「親支援プログラム」、子どもが自尊感情を育み、自己回復力を促進する「子ども支援プログラム」を実施。新規のプログラムを導入するなど、充実をはかった。	
子どもの SNS 相談「ぽーち」 【まるっとこどもセンター、児童生徒課】	市立小中学校の児童・生徒に一人一台配布されている GIGA スクール端末に、相談チャットアプリ「ぽーち」を導入。また、対象を市内に在住、在学、在勤の 18 歳までのすべての子どもに拡充。子どもたちが自分のスマホ、タブレットで利用できるようアプリ「ぽーち」を一般に配信。 「ぽーち」には以下の 2 つの機能がある。 【気持ちの視覚化】その日の気持ちを選択し、タブレット端末に登録。児童・生徒による日々の気持ちの振り返りと、教職員が視覚化された児童・生徒の心情の変化を把握、各々に応じた支援につなげる。 【SNS 相談】子どもが抱えるさまざまな悩みについて、子ども自らが匿名で相談でき、専門の相談員が対応。	令和 6 年 8 月から利用対象を市内に在住、在学、在勤の 18 歳までのすべての子どもへ拡充。SNS 相談の相談件数は 9,161 件、その内、相談継続件数は 2,851 件。児童生徒課と連携しながら相談支援に取り組んだ。 また、「気持ちの視覚化」については、小学校 44 校のうち 24 校、中学校 19 校のうち 12 校で活用した。「ぽーち」を使うことだけを目的にするのではなく、児童・生徒の小さな気持ちの変化を見逃さないよう、子どもたちを支援できる体制の強化が必要と考えており、教育環境の整備を進めている。	継続推進
ヤングケアラーがいる世帯への支援（ヤングケアラー等世帯訪問事業） 【まるっとこどもセンター】	家庭環境上支援が必要なヤングケアラーがいる世帯に適切な支援を行う。	概ね 18 歳までの子どもを含む世帯のうち、家庭環境上支援が必要なヤングケアラーがいる世帯の負担軽減を図り、子どもや当該世帯の自立の促進を目的に、家事援助等を行う訪問支援員を派遣する「枚方市ヤングケアラー等世帯訪問支援事業」を実施	継続推進

		施（利用家庭4世帯、延べ 333 日間）。 ヤングケアラーに関する正しい知識や理解を広める取り組みとして、大阪府主催による職員向け研修への参加や、地域包括支援センター職員向け研修を実施するなど、周知・啓発に努めた。	
スクールソーシャルワーカー（SSW）の活用事業 【まるっとこどもセンター】	・配置または派遣する学校の教職員とのチーム体制によるケース対応を行っている。 ・教職員と連携した校内ケース会議のファシリテーションや福祉的手法のアドバイスを行っている。 ・小中合同ケース会議等、小・中学校教職員が協働した小・中学校間連携を推進している。 ・学校と関係機関等との連携のコーディネートを行っている。 ・中学校派遣のスクールカウンセラーと連携している。 ・小中一貫教育を見据えた系統性・継続性のある生徒指導体制の充実を図る。 ・まるっとこどもセンターが開催する研修会、連絡会等へ参加している。 ・スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザーは、スクールソーシャルワーカーへ指導助言している。 ・児童・生徒、保護者との面談、家庭訪問、同行支援を行っている。	・社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有する専門性の高いスクールソーシャルワーカーを学校に配置し、スクールソーシャルワーカーが教職員とのチーム体制によるケース対応を行った。令和6年度は、5名増員し、拠点校として5中学校区配置を強化した。 ・12中学校区にスクールソーシャルワーカーを1人ずつ拠点校として配置し、その他の学校へも担当校とし巡回訪問や派遣を行った。 ・スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザーの5人が、12人のスクールソーシャルワーカーに対し、研修等を通して指導・助言を行った。 ・スクールソーシャルワーカーが、教職員の相談や児童・生徒や保護者との面談や家庭訪問を実施し、ケースに応じて会議等にも参加した。その中で、関係機関やスクールカウンセラーとも連携した。 ・まるっとこどもセンターが開催している枚方市スクールソーシャルワーカー連絡会等を4回実施した。	充実強化

児童相談所の設置に向けた取り組み【まるっとこどもセンター】	虐待はもとより、子どもやその保護者への緊急かつより専門的な対応を本市で一貫して行えるよう、本市独自の児童相談所の設置に向けた準備を進める。	令和 12 年度設置までのスケジュールを明記したロードマップを作成した。	充実強化
-------------------------------	---	--------------------------------------	------

◎充実強化の内容

事業・取り組み名 【担当課・機関名】	今後の方向	取り組み内容
枚方公園青少年センター青少年相談 【子ども青少年政策課】	充実強化	概ね 26 歳までの青少年及びその保護者等を対象としていたが、令和 7 年度からは概ね 39 歳までの青少年及びその保護者等を対象に拡充する。
スクールソーシャルワーカー（SSW）の活用事業 【まるっとこどもセンター】	充実強化	令和 7 年度は新たに 3 名増員、拠点校に 14 名の SSW を配置し、全中学校区配置を目指して体制強化に努める。
児童相談所の設置に向けた取り組み【まるっとこどもセンター】	充実強化	令和 7 年度に基本計画を策定するとともに、児童相談所及び一時保護施設の運営に必要な職員の確保・育成に取り組む。

基本方向Ⅱ

困難を有する子ども・若者の自立に向けた支援体制の確立

施策目標 3 子ども・若者や家族等の居場所づくりの推進

施策の推進方向における主な取り組み

- ・居場所支援事業「ひらぼ」のプログラムの充実。
- ・各居場所の情報を収集し、情報提供に努める。
- ・当事者等向けに講座を開催するとともに、交流の場を提供。
- ・当事者が活躍できる場を広げられるよう社会参加のプログラムの充実に取り組む。
- ・居場所支援事業「ひらぼ」のボランティアであるサポートフレンドについて、養成講座を開催し、幅広い世代による人材確保をすると同時に、ひきこもり等への理解者を増やす。
- ・家族どうしの交流を促進し、有効な居場所となるよう支援を強化。

◎取り組みと成果

- ・ ひきこもり等子ども・若者相談支援センターにて、相談者を対象に、社会に参加するきっかけとするためのスモールステップとしての居場所支援事業「ひらぼ」を実施。
- ・ 30歳以上の若者を対象とした午後6時からの「夜ひらぼ」を実施し、就職して「ひらぼ」を卒業した若者も集える機会とした。新たな取り組みとして、「夜ひらぼ」の中で、年齢の枠を設けず、現在仕事をしている卒業生の経験談を聴く会を開催。
- ・ 当事者を対象とした講座として、ひきこもり状態などさまざまな生きづらさを抱えている女性を対象とした当事者会である「ひきこもり女子会 in OSAKA 3市」を開催。
- ・ 児童生徒課では、公民連携プラットフォームによる居場所づくりやメタバース空間を活用した不登校支援を試行的に実施。
- ・ ひきこもり等子ども・若者相談支援センターでは、家族支援のひとつとして、月に1回、相談者を対象に同じ悩みを持つ家族の相互理解や交流を目的として、「家族の会」を実施。家族の居場所づくりに努めた。
- ・ 枚方市保健所（保健医療課）にて、2か月に1回、「ひきこもり家族交流会」を開催。
- ・ 家族を支える居場所としての家族会への支援として、枚方市子ども・若者支援地域協議会の実務者会議に、市内で活動するひきこもり・不登校の家族会等で構成される「枚方市不登校・ひきこもり家族会連絡会」の事務局が参加。

◎課題

- ・ 居場所支援事業「ひらぼ」において、若者のニーズや段階に応じたプログラムの実施が必要。

◎今後の取り組み

- ・ 居場所支援事業「ひらぼ」において、基本日程の実施に加え、開催時間や年齢、テーマ別など、若者のニーズや段階に応じたプログラムを検討することで、社会参加を促す。
- ・ 当事者会や家族会、地域の中での居場所など、さまざまな居場所支援の情報収集と発信に取り組む。

施策目標に関連する各事業の取り組み状況

1. 【ひきこもり等子ども・若者相談支援センター】

- ・ 居場所支援事業「ひらぼ」

ひきこもり等の子も・若者が社会に参加するきっかけとするためのスモールステップとしての居場所支援「ひらぼ」を引き続き実施した。

ひきこもり等子ども・若者相談支援センターの相談者を対象に、相談員との1対1の関係からステップアップし、5、6人の集団での活動を通して社会とのつながりを築いていくもの。活動では、専門のコーディネーターを配置し、市民ボランティアであるサポートフレンド（令和6年度登録者27名）の協力を得て、創作やゲーム、屋外活動などを行った。

令和6年度は、毎週水曜日と、他の曜日に月2、3回開催し、計94回、参加延べ人数は524人（実人数33人／令和5年度は28人、令和4年度は26人、令和3年度は22人）。この内、7月と3月に、30歳以上の若者を対象とした午後6時からの「夜ひらぼ」を実施し、就職して「ひらぼ」を卒業した若者も集える機会とした。また、「夜ひらぼ」では、令和6年度の新たな取り組みとして、10月に年齢の枠を設けず、現在仕事をしている卒業生の経験談を聴く会を開催した。また、月に1回は女性中心の会を実施するなど、相談者がつながりやすい多様な居場所づくりに努めた。

居場所支援事業「ひらぼ」の活動内容の紹介や参加者の表現の場としての通信「ひらぼう」を、「ひらぼ」に参加する若者が、紙面の編集、記事執筆、デザインを担当するとともに、プログラムのひとつとして月に1回は参加者による会議の時間を設け、次月の企画を検討するなど、参加する若者がプログラム運営に主体的に関わることをとおして、居場所支援から次のステップへ進むためのきっかけづくりとした。

居場所支援と並行して、個別の面接相談も継続し、一人ひとりに合った支援を行った。

(居場所支援事業「ひらぼ」実績)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
開所回数	8	8	8	10	5	8	9	7	7	7	8	9	94 回
参加延べ人数	30	50	59	64	31	47	56	39	35	33	38	42	524 人

参加実人数：33 人

・当事者会など居場所づくり

ひきこもり状態などさまざまな生きづらさを抱えている女性を対象とした当事者会である「ひきこもり女子会 in OSAKA 3市」を開催した。

開催日	内 容	参加人数
≪枚方会場≫ 11月21日	ひきこもり女子会 in OSAKA 3市 【第1部】ひきこもり経験者の「体験談トーク」 講師：(一社) ひきこもり UX 会議 【第2部】当事者・経験者のみの「グループトーク」	(第1部) 36人 (第2部) 23人

・家族の会

月に1回、ひきこもり等子ども・若者相談支援センターの相談者を対象に同じ悩みを持つ家族の相互理解や交流を目的として、家族の会を開催した。実施回数 11 回、参加延べケース 69 件。家族を支える居場所として、家族の会の充実に努めた。

・枚方市子ども・若者支援地域協議会

市内で活動する4つのひきこもり・不登校の家族会等で構成される「枚方市不登校・ひきこもり家族会連絡会（以下、家族会連絡会）」の事務局が、引き続き枚方市子ども・若者支援地域協議会の実務者会議に参加した。また、2月の全体会議では、家族会連絡会のご家族と、実務者の合同研修会を実施した（詳細は施策目標7）。

・当事者会、家族会への支援

不登校、ひきこもり等の困難を有する子ども・若者や家族等の居場所としての当事者会・家族会を支援するため、生涯学習市民センター使用料の減免を行い、1 団体が利用した。

2. 【関係機関の事業・取り組み】

事業・取り組み名 【担当課・機関名】	事業の概要	令和6年度実績	今後の方向
子どもの居場所づくり推進事業（子ども食堂） 【子ども青少年政策課】	家で一人で食事をする等の環境にある子どもに対し食事の提供を行い、子どもたちの居場所をつくる活動（いわゆる「子ども食堂」）に取り組む団体（地域団体、NPO 団体等）に対し、その取り組みに必要な初期経費及び運営経費について補助金を交付している。	制度拡充の取り組みとして 1 回につき 10,000 円の新たな補助区分を追加し、27 団体（30 か所）に補助金を交付した。令和6年度の開催回数は食堂形式による食事の提供や手作り弁当の配布により 522 回、1 回の開催当たりの子どもの平均参加人数は約 45 人となった。また、年に1回の開催でも補助金を交付する子どもの居場所づくり推進事業（トライアル）補助金を1 団体（1 か所）に交付した。	継続推進
子どもの居場所サポート（メタバース含む） 【児童生徒課】	不登校児童・生徒に対し、子どもたちの社会的自立をめざすため、それぞれの要因や背景、状態に応じた多様な支援を行っている。	民間施設との連携を踏まえた「枚方市子ども居場所サポートガイド～不登校支援ガイド～」「不登校児童・生徒を支援する民間施設に関するガイドライン」を発信し、多様な不登校支援について周知した。	充実強化

		公民連携プラットフォームによる居場所づくりやメタバース空間を活用した不登校支援の試行実施を行った。	
就労準備支援事業 【健康福祉総合相談課】	生活困窮者自立支援法の任意事業として、日常生活自立、社会生活自立および就労自立に向けた支援を段階的に行っている。対象者は生活困窮者及び、生活保護受給者で直ちに一般就労が困難な対象者に対しても一体的に実施している。	生活困窮者就労準備支援事業 継続参加者：16名 新規参加者：7名 被保護者就労準備支援事業 事業参加者：22名 就労決定者：2名	継続推進
ひきこもり家族教室・交流会 【保健医療課】	ひきこもりを抱える家族を対象に、交流や学習の場として2か月に1回実施している。	令和6年度は、6回実施、延べ参加人数33人。	継続推進

◎充実強化の内容

事業・取り組み名 【担当課・機関名】	今後の方向	取り組み内容
子どもの居場所サポート（メタバース含む） 【児童生徒課】	充実強化	民間施設との連携を図り、不登校の子どもたちの学習機会の保障に努めるとともに、「枚方市子ども居場所サポートガイド～不登校支援ガイド～」の周知を進める。また、メタバース空間を活用した不登校支援を行い、多様な支援を展開していく。

施策目標4 就労支援の推進と定着・安定的就労に向けた支援の充実

施策の推進方向における主な取り組み

- ・関係機関と連携し、一人ひとりに合った就労支援に取り組む。
- ・関係機関と連携し、就労体験の場の開拓に努める。
- ・市内の中小企業と若者人材のマッチングの場の提供を進める。
- ・困難を有する若者の雇用や特性に応じた仕事の開拓について、企業等への啓発と理解に努める。
- ・就労定着に向けた継続的な支援に取り組む。
- ・個性等を勘案したアドバイスを行うとともに、積極的な情報提供や講座・セミナーの紹介に努める。

◎取り組みと成果

- ・ 枚方市地域就労支援センターや北河内地域若者サポートステーション、ハローワーク枚方（わかもの支援・相談コーナー、35歳からのキャリアアップコーナー等）では一人ひとりに合った就労支援を実施。
- ・ 健康福祉総合相談課では、生活困窮者及び生活保護受給者で直ちに一般就労が困難な方に対して、**生活困窮者自立支援法の任意事業としての就労準備支援事業を実施。**
- ・ 商工振興課では、市内中小企業の人材確保及び若年求職者の安定雇用を目的とした市内企業若者雇用推進事業にて、**合同就職面接会や就職活動前の学生を対象とした市内ものづくり企業に対する業界研究イベントを開催。**
- ・ 障害者就業・生活支援センターや、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所では、障害のある方に対して、一人ひとりに合った就労支援を実施。
- ・ 北河内地域若者サポートステーションでは、就職後に希望する人を対象に定期的な個別相談を実施し、障害者就業・生活支援センターでは、職場訪問やサロン等の実施、市内の就労定着支援事業所では就労した障害者本人や勤務先を訪問するなど、**職場への定着支援を実施。**
- ・ ひきこもり等子ども・若者相談支援センターでは、相談者が就労へと一歩進んでいく段階において、これら多様な就労支援やプログラムを実施する各機関と連携し、背景に応じた就労支援を行った。また、就労支援機関につながった後も、定期的に面談を行うなど、就労が定着するまでの継続的な支援を実施。

◎課題

- ・ 引き続き、各就労支援機関にて一人ひとりに合った就労支援が必要。

◎今後の取り組み

- ・ 各就労支援機関にて一人ひとりに合った就労支援に取り組む。
- ・ ひきこもり等子ども・若者相談支援センターにて、多様な就労支援やプログラムの情報を共有し、よりスムーズな連携を行うことで、一人ひとりに合った就労支援へとつなぐ。

施策目標に関連する各事業の取り組み状況

1. 【ひきこもり等子ども・若者相談支援センター】

ひきこもり等子ども・若者相談支援センターでの相談にて、一人ひとりに合った就労支援が行えるよう、就労に関する相談支援機関と連携し、支援を行った。

また、相談事業を利用していた若者が、就労についての相談支援機関へつながった後や就職した後も、面談を行うなど、就労へのステップが安定的に行えるよう支援を行った。

居場所支援事業「ひらぼ」では、7月と3月に、30歳以上の若者を対象とした午後6時からの「夜ひらぼ」を実施し、就職して「ひらぼ」を卒業した若者も集える機会とした。

また、「夜ひらぼ」では、新たな取り組みとして、10月に年齢の枠を設けず、現在仕事をしている卒業生の経験談を聴く会を開催した。

- ・ 枚方市子ども・若者支援地域協議会

市内の事業所や企業等の理解と協力をいただくため、大阪府中小企業家同友会・枚方寝屋川交野支部や、各就労支援機関に、引き続き、枚方市子ども・若者支援地域協議会の実務者会議である、ひきこもり等地域支援ネットワーク会議への参加を依頼した。

2.【関係機関の事業・取り組み】

事業・取り組み名 【担当課・機関名】	事業の概要	令和6年度実績	今後の方向
枚方市地域就労支援センター 【商工振興課】	障害者、母子家庭の母親、父子家庭の父親、中高年齢者等で、働く意欲がありながら様々な就労阻害要因のために就労ができない就職困難者等に対し、地域就労支援コーディネーターを中心に、あらゆる雇用・就労支援施策などを活用し、関係機関と連携しながら雇用・就労の支援を行っている。	相談件数：382 件 新規相談件数：76 件 相談日数：193 日 就職件数：15 件	継続推進
雇用対策事業 【商工振興課】	ハローワーク枚方などと連携し就職面接会を実施している。	12 月に枚方雇用開発協会、ハローワーク枚方と連携して就職面接会を開催し、7 名の採用につながった。また、ハローワーク枚方と共催で面接会を5 回開催し、22 名の採用につながった。	継続推進
市内企業若者雇用推進事業 【商工振興課】	市内中小企業の人材確保及び若年求職者の安定雇用を目的に、求職前段階から就職まで、それぞれの段階に応じた支援策を実施している。	6月以降、計 7 回の合同就職面接会等を開催し、計 14 人の正社員採用につながった。また、市内ものづくり企業への就職意欲向上を目的に、10 月に就職活動前の学生を対象とした業界研究イベントを開催した。	継続推進
自立相談支援センター（生活困窮者自立支援法に基づく相談窓口） 【健康福祉総合相談課】（再掲）	自立相談支援センターに隣接するハローワーク（就労支援「ひらかた」）と連携し、安定的な就労を目指す。	就労支援対象者数：49 名 就労決定者数：40 名	継続推進
就労準備支援事業 【健康福祉総合相談課】	生活困窮者自立支援法の任意事業として、日常生活自立、社会生活自立および就労自立に向けた支援を段階的に行っている。対象者は生活困窮者及び、被保護者で直ちに一般就労が困難な対象者に対しても一体的に実施している。	生活困窮者就労準備支援事業 継続参加者：16 名 新規参加者：7 名 被保護者就労準備支援事業 事業参加者：22 名 就労決定者：2 名	継続推進
生活保護受給者就労支援事業 【生活福祉課】	稼働能力を有しながら、様々な要因により就労に至っていない生活保護受給者に対し、カウンセリング等を通じて意欲喚起を図る等の支援を実施している。また、就労に向けた課題を把握し、その解	事業参加者 240 名 就労決定者 141 名	継続推進

	決に向けてハローワークとも連携して効果的な支援を行い、社会的、経済的自立を促している。		
就労移行支援事業・ 就労継続支援事業 【障害支援課】	就労移行支援事業は、就労を希望する方に、生産活動等の機会の提供を通じて、就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練を提供するもので、令和6年度末の市内の事業所数は14か所。 また、就労継続支援（A・B型）事業は、通常の事業所での雇用が困難な方に、就労機会の提供と生産活動等の機会の提供を通じて、知識や能力向上のために必要な訓練を提供するもので、令和6年度末の市内の事業所は、雇用契約を結ぶA型は12か所、結ばないB型は51か所。	市内の就労移行支援事業所では、一般就労を希望する方に、事業所での訓練や障害者就業・生活支援センター等と連携して実習等を行いながら、支援をした結果、63人（暫定値）が就職することができた。 また、市内の就労継続支援A型事業所では11人（暫定値）が就職し、B型事業所では12人（暫定値）が就職することができた。	継続推進
障害者就業・生活支援センター 【障害者就業・生活支援センター】	大阪府には、障害のある方の身近な地域における雇用の促進及び職業の安定を図ることを目的とする「障害者就業・生活センター」が府内18ヶ所に設置されている。当センターは、枚方市在住の方で、障害のある方の就業及びそれに伴う生活に関するさまざまな支援を行っている。	登録者数：866名 延べ相談・支援件数：1,522件 （うち、職場訪問による定着支援実施件数：290件）、職業準備訓練及び職場実習のあっせん件数：27件、就職件数：37件、就労継続支援A型就職件数：2件。 また、定期的に実務担当者会議を開催し、枚方市役所と連携しチャレンジ雇用や庁舎内実習、在職者むけのサロンや勉強会、障害者合同就職面接会など実施した。	—
北河内地域若者サポートステーション 【（一社）ステップフォワード】	厚生労働省の委託を受け、若者の職業的自立支援・就労支援を行う。就労についての悩みを持つ15歳～49歳のニート状態の若者を対象に、個別相談をもとに相談者のニーズや状態にあわせて、就労に向けた支援を実施。セミナーや職場体験、適性検査、出張相談等も実施している。	就職に向けた継続的な取り組みを行った。 令和6年度は、新規利用者59人、継続利用者60人の計119人の登録利用者がいた。相談件数は、計11119件、セミナー等含む総利用件数は、1620件であった。 就職等数43人（職業訓練10人含む）である。	—

	また、サポステ支援により就職した人で、支援を継続希望する人を対象に定着支援を行っている。定期的な個別相談も実施している。		
ハローワーク枚方 ◆わかもの支援・相談コーナー ◆35歳からのキャリアアップコーナー （就職氷河期世代支援窓口） 【ハローワーク枚方職業相談コーナー】 ◆障害のある方・新規卒者（中学・高校・大学）の職業相談、障害者の雇用管理相談 【ハローワーク枚方専門援助部門】	わかもの支援相談コーナーで35歳未満の求職者に対する支援を行い、35歳からのキャリアアップコーナー（就職氷河期世代支援窓口）で35歳以上59歳以下の求職者に対する支援を行い、それぞれの求職者の状況に合わせた支援を提供している。応募職種に関する相談、応募書類の書き方、面接の受け方等、一般的な就職活動に関する内容を基本とし、担当者がついて個別に支援する場合もある。また、自己の適性把握が困難な場合等は北河内地域若者サポートステーションと連携して適性検査等のアセスメントを実施し、両機関連携のもと求職者を支援している。 さらに、求職者に精神疾患や発達障害等があると判明した場合は、専門援助部門および他の関係機関とも連携し、障害者求人への紹介なども視野に入れた支援を実施している。	ハローワーク枚方の35歳未満の新規求職申込件数は4,698件、就職件数は900件。 ハローワーク枚方の35歳以上54歳以下の新規求職申込件数は7,323件、就職件数は2,024件。	—
就労定着支援事業 【障害支援課】	就労定着支援事業は、就労した障害者本人や、勤務先の担当者を定期的に訪問し、支援することを通じて、職場への定着を図るもので、令和6年度末の市内の事業所数は11か所。	市内の就労定着支援事業所で、一般企業へ就職した障害者の支援を行っており、R6.4.1～R6.9.30に一般就労し、R7.4.1時点で6月以上就労定着している方33人（暫定値）の内、就労定着支援事業を利用している方は、18人（暫定値）となった。	継続推進

施策目標5 ひきこもり予防としての不登校対策、中退予防の推進

施策の推進方向における主な取り組み

- ・ 関係機関との連携を図るとともに、「子ども見守りシステム」の活用。
- ・ 進学の際には、各関係機関が連携し、円滑に移行できるよう努める。
- ・ 長期的な視野を持ち、より細やかな支援を行えるよう、中学校での不登校に焦点を当てた取り組みを検討する。
- ・ 高等学校以降も途切れることのない支援体制の構築。
- ・ 本人の特性に合った学校選択ができるよう、情報の収集と提供に努める。

◎取り組みと成果

- ・ 不登校対策の推進にあたっては、定例で開催している枚方市小中学校生徒指導連絡会において、小学校と中学校が一緒の場で不登校の未然防止・早期対応を踏まえた不登校児童・生徒への支援について情報提供や情報共有を行った。
- ・ 不登校児童・生徒の支援については、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、全小学校に配置している心の教室相談員などと連携し、不登校の背景や要因を踏まえたアセスメントに基づき支援。学校内での支援を充実させるために、市内全中学校と20小学校には不登校支援協力員を配置し、不登校支援協力員により、校内教育支援ルームなどを活用し、教育相談や学習支援を実施。加えて、1人1台貸与されたタブレット端末をツールとして、不登校児童・生徒に対し、学習の保障のため、タブレットドリルの配信やオンライン授業を行い、双方向で学校と児童・生徒とコミュニケーションが取れるようにした。
- ・ 学校外での支援として、教育文化センター内に設置の教育支援センター「ルポ」において、様々な活動を通して支援・指導を行うとともに、保護者と指導員との連携や保護者間での交流、情報交換を行った。
- ・ 民間施設との連携を踏まえた「枚方市子ども居場所サポートガイド～不登校支援ガイド～」 「不登校児童・生徒を支援する民間施設に関するガイドライン」を発信し、多様な不登校支援について周知。
- ・ 高等学校以降における不登校対策、中退予防のための取り組みとして、教育委員会と連携し、中学校進路指導主事連絡会および、スクールカウンセラー連絡会にて、中学校卒業後につながる先として、ひきこもり等子ども・若者相談支援センターを周知。学校から保護者や子どもに窓口の案内をしていただく際の具体的なつなぎ方の方法を含めた支援情報を発信。
- ・ 18歳未満の子どもとその家族に関する様々な相談に応じている家庭児童相談にて支援をしていたケースにおいて、中学卒業後または18歳以降も支援が必要な子ども・若者について、ひきこもり等子ども・若者相談支援センターが継続して支援を行えるよう連携。

◎課題

- ・ 不登校児童・生徒数は令和5年度と比較して、小学校では10人増加、中学校では5人減少。小学校では452人、中学校では675人となった。不登校の要因については、令和6年度における学校からの報告によると、小学校では「生活リズムの不調」次いで「学業不振」が、中学校では「不安」次いで「友人関係をめぐる問題」が最も多く、不登校の要因が多様で複合的な様子がうかがえ、小・

中学校間における適切な連携と不登校の未然防止に向けた取り組みや個に応じた支援の展開が喫緊の課題。

- ・ 高等学校以降、必要な支援が途切れてしまう課題に対して、支援情報が子ども・若者やその家族に届くよう取り組むことが必要。

◎今後の取り組み

- ・ 不登校児童・生徒への支援にあたっては、個のアセスメントが重要であり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や関係機関との連携を大切に、個に応じた適切な支援を講じる。また、教育機会確保法の理念を踏まえ、「枚方市子ども居場所サポートガイド～不登校支援ガイド～」「不登校児童・生徒を支援する民間施設に関するガイドライン」を基に民間施設との連携も図り、学校内外での不登校児童・生徒の学習機会の保障に努める。また、日ごろの学校生活や学習活動に着目し、学校間の取り組みを共有しながら不登校の未然防止に向けた取り組みの推進に努める。
- ・ 高等学校以降における取り組みについて、中学校卒業以降の進路には多様な選択肢があることを周知する学校相談会を開催予定。枚方市子ども・若者支援地域協議会の構成機関を含め、市内または市近隣等の定時制高校、通信制高校、高等専修学校などと連携。教育委員会とも連携し、ひきこもり等子ども・若者相談支援センターの支援情報が必要な子ども・若者やその家族に届くよう検討。

施策目標に関連する各事業の取り組み状況

1. 【ひきこもり等子ども・若者相談支援センター】

・ 高等学校以降における相談の継続

18歳未満の子どもとその家族に関する様々な相談に応じている家庭児童相談にて支援をしていたケースにおいて、中学卒業後または18歳以降も支援が必要な子ども・若者について、ひきこもり等子ども・若者相談支援センターが継続して支援を行うよう連携を行った。その際、本人や家族の了承の元、子ども見守りシステムを活用するなど、これまでの経過や今後の方針などの共有を相談員同士で、丁寧に行った。家庭児童相談が相談経路であったケース、9件(新規相談107件の内)。

・ 中学校進路指導担当連絡会での情報提供

中学校卒業後、高校卒業・中退後に、所属がなくなり、必要な支援が途切れてしまうという課題に対して、教育委員会と連携し、10月の中学校進路指導主事連絡会および、2月のスクールカウンセラー連絡会にて、中学校卒業後につながれる先として、ひきこもり等子ども・若者相談支援センターの周知を行った。学校から保護者や子どもに窓口の案内をしていただく際の具体的なつなぎ方の方法を含めた支援情報の発信を行った。

2. 【関係機関の事業・取り組み】

事業・取り組み名 【担当課・機関名】	事業の概要	令和6年度実績	今後の方向
生徒指導充実事業 【教職員課、児童生徒課】	生徒一人ひとりの状況に応じた支援や指導をするため、生徒指導主事は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察等とより緊密に連携し、専門的な立場からアドバイスを受け、担任や学年に対しての指導・助言に当たっている。教員は、生徒たちへの接し方を工夫し、一	加配希望があった学校からの調書等、複数の観点から精査した結果、令和6年度は中学校7校に市費負担任期付教員を1人ずつ配置し、4校には非常勤講師1人ずつ配置した。生徒指導主事が中心となって、生徒の実態を踏まえた人権教育等を充実	継続推進

	人ひとりに対してよりきめ細かな指導を行っている。 生徒指導体制を強化する必要があると認められる学校に加配講師を配置することにより、授業が軽減された生徒指導主事が中心となり、生徒の実態を踏まえた人権教育等の充実、いじめや暴力行為などの問題行動への迅速かつ適切な指導を行っている。 各学校において策定しているいじめ防止基本方針に基づき、枚方市生徒指導マニュアル（いじめ防止編）を用いた教職員の研修及び児童・生徒に対するいじめアンケートの実施、また、枚方市生徒指導マニュアル（体罰防止編）を用いた教職員の研修等により、いじめの未然防止と体罰の根絶に努めている。	させたり、いじめや暴力行為などの問題行動に対して関係機関と連携し、迅速かつ適切に指導を行った。 加えて、年度当初及び夏季休業期間中等に、枚方市生徒指導マニュアル（いじめ防止編）（体罰防止編）等を用いた教職員研修を実施し、いじめの未然防止・体罰の根絶に努めた。 ○加配講師配置校 （任期付講師）第一中、第四中、中宮中、杉中、山田中、桜丘中、さだ中 （非常勤講師）第二中、津田中、楠葉中、楠葉西中	
「心の教室相談員」配置事業 【児童生徒課】	市内全小学校に、「心の教室相談員」を配置し、児童・保護者に対する教育相談及び教職員への助言を行っている。 相談員を、児童数に応じて1校につき年間35回派遣している。	全44小学校に30人の相談員を配置し、児童・保護者・教職員からの相談に応じた。事案によっては、小中学校配置のスクールカウンセラーと連携して、対応に当たった。令和6年度の相談者延べ人数は14,474人。	継続推進
スクールカウンセラー配置事業 【児童生徒課】	市内全小中学校に府から派遣されたスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒、保護者及び教職員を対象とした教育相談を行っている。 児童・生徒のカウンセリング等に関する情報収集・提供を行っている。 校内研修等で教職員のカウンセリングマインド等を高める支援を行っている。	全19中学校と6小学校に配置されていたスクールカウンセラーを、全19中学校と全44小学校に拡大配置した。 スクールカウンセラーが、児童・生徒、保護者及び教職員からの相談を積極的に受けた。令和6年度の相談者延べ人数は9,997人であった。 また、スクールカウンセラーは全小学校に配置の「心の教室相談員」とも連携し、中学校区全体の相談活動も実施した。	継続推進
教育相談実施事業	【子どもの笑顔守るコール（いじめ専用ホットライン・教育安心ホットライン）】	幼児・児童・生徒やその保護者及び教職員等に対する電話及び面談によ	継続推進

【児童生徒課、教職員課】	・幼児・児童・生徒やその保護者等に対する電話による教育相談を行っている。（平日 月～金午前 9 時から午後 5 時まで） 【継続教育相談】 ・幼児・児童・生徒やその保護者等に対する面談による教育相談を行っている。（要予約 月～金）	る教育相談を行うことにより、それぞれが抱える教育課題や諸課題について適切に対応することができた。 令和 6 年度 笑顔を守るコール 214 件、継続教育相談 1,475 件	
教育支援センター「ルポ」 【児童生徒課】	学習活動・体験活動・創作活動等、社会的自立をめざした支援・指導を行っている。 ・訪問指導 学生指導員や指導員、指導主事等が家庭訪問を行い、主体的な活動への支援を行っている。	主に、心理的要因で不登校状態にある児童・生徒に対し、教育文化センターに設置している教育支援センター「ルポ」で学習支援、グループ活動、カウンセリング、福祉体験などを通し、支援・指導を行った。 また、入室までの手続きのスピード化を図った。教育支援センター「ルポ」児童・生徒数は 93 人。	継続推進
不登校児童・生徒支援事業（不登校支援ガイド等の活用含む） 【児童生徒課】	不登校の兆候が見えた児童・生徒に対して、その要因や背景に応じた適切な支援を行うことにより、不登校の未然防止に努めるとともに、不登校児童・生徒に対して、校内教育支援ルームなどを活用して、教育相談や学習支援などを行い、不登校児童・生徒に対する適切な支援を行っている。 市内中学校と一部の小学校（令和 6 年度は 20 校）に不登校支援協力員を配置し、不登校児童・生徒への支援を行っている。また、枚方市不登校支援協力員連絡会を開催し情報交換を図っている。 毎月の生徒指導連絡会において、小中学校間の情報交流を行っている。 1 人 1 台貸与されているタブレット端末をツールとして、不登校児童・生徒に対し、学習の保障のため、タブレットドリルの配信やオンライン授業を行う。また、双	令和 3 年度に作成した「5 つのレベルに応じた不登校対応例」を活用し、不登校の兆候が見えた児童・生徒に対して早期対応をすることで不登校の未然防止に努めた。不登校児童・生徒に対しては、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、心の教室相談員などと連携し、不登校の背景や要因を踏まえたアセスメントに基づき支援を行った。また、「枚方市子ども居場所サポートガイド～不登校支援ガイド～」「不登校児童・生徒を支援する民間施設に関するガイドライン」を発信し、多様な不登校支援について周知した。 市内全中学校と小学校 20 校に不登校支援協力員を配置し、不登校支援協力員により、校内教育支援ルームなどを活用して、教育相談や学習支援を行った。また、枚方市不登校支援協力員連絡会を 2 回、教育支援ル	継続推進

	方向で学校と児童・生徒とコミュニケーションが取れるよう図っている。	ーム担当者オンライン交流会を5回開催し、各校の校内教育支援ルームの状況について情報共有を行った。不登校児童・生徒への支援の観点からオンライン授業を実施し、令和6年度は69名の児童・生徒が指導要録上の出席扱いとなっている。	
スクールソーシャルワーカー（SSW）の活用事業 【まるっとこどもセンター】 （再掲）	・配置または派遣する学校の教職員とのチーム体制によるケース対応を行っている。 ・教職員と連携した校内ケース会議のファシリテーションや福祉的手法のアドバイスを行っている。 ・小中合同ケース会議等、小・中学校教職員が協働した小・中学校間連携を推進している。 ・学校と関係機関等との連携のコーディネートを行っている。 ・中学校派遣のスクールカウンセラーと連携している。 ・小中一貫教育を見据えた系統性・継続性のある生徒指導体制の充実を図る。 ・まるっとこどもセンターが開催する研修会、連絡会等へ参加している。 ・スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザーは、スクールソーシャルワーカーへ指導助言している。 ・児童・生徒、保護者との面談、家庭訪問、同行支援を行っている。	・社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有する専門性の高いスクールソーシャルワーカーを学校に配置し、スクールソーシャルワーカーが教職員とのチーム体制によるケース対応を行った。令和6年度は、5名増員し、拠点校として5中学校区配置を強化した。 ・12 中学校区にスクールソーシャルワーカーを1人ずつ拠点校として配置し、その他の学校へも担当校とし巡回訪問や派遣を行った。 ・スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザーの5人が、12 人のスクールソーシャルワーカーに対し、研修等を通して指導・助言を行った。 ・スクールソーシャルワーカーが、教職員の相談や児童・生徒や保護者との面談や家庭訪問を実施し、ケースに応じて会議等にも参加した。その中で、関係機関やスクールカウンセラーとも連携した。 ・まるっとこどもセンターが開催している枚方市スクールソーシャルワーカー連絡会等を4回実施した。	充実強化
ヤングケアラー等世帯訪問事業 【まるっとこどもセンター】 （再掲）	家庭環境上支援が必要なヤングケアラーがいる世帯に適切な支援を行う。	概ね18歳までの子どもを含む世帯のうち、家庭環境上支援が必要なヤングケアラーがいる世帯の負担軽減を図り、子どもや当該世帯の自立の促進を目的に、家事援助等を行う訪	継続推進

		問支援員を派遣する「枚方市ヤングケアラー等世帯訪問支援事業」を実施（利用家庭4世帯、延べ333日間）。	
教育と福祉の連携による課題を抱える子どもへの支援体制の整備 【子ども青少年政策課、児童生徒課】	子どもの貧困など、子どもを取り巻くさまざまな課題に対応するため、子ども未来部と教育委員会学校教育部の両方に所属する子どもの未来応援コーディネーターを配置している。学校への巡回等を通じて課題のある環境におかれた子どもを早期に発見し、福祉等の支援制度や関係機関へのつながりなど教育と福祉の連携を図るための体制を整備している。	子どもの未来応援コーディネーターによる、小・中学校や子ども食堂等への巡回を通じて、課題のある環境におかれた子どもやその家庭の早期発見と、必要な支援へのつながりを行った。また、スクールソーシャルワーカーの小・中学校巡回訪問に同行し、課題を抱える子どもやその家庭の対応方法について、教育と福祉の間の連携・調整を図った。	継続推進
小中一貫教育推進事業 【教職員課、教育指導課】	義務教育9年間を見通した学力向上の取り組みを推進するため、全中学校区に「小中一貫・学力向上推進コーディネーター」を核とした組織体制を確立し、「授業改善」及び「家庭学習の定着」に向けた取り組みの充実を図っている。	全中学校区に各中学校区内の小・中学校間の連絡・調整等を図るコーディネーターを配置し、各中学校がそれぞれの現状や課題に応じた取り組みを推進した。	継続推進
枚方市日本語・多文化共生教室「よみかき」事業 【教育政策課】	日常生活において、日本語の読み書きや会話に困っている方を対象に、日本語学習の場を提供している。	生涯学習市民センター6カ所にて実施した令和6年度「枚方市日本語・多文化共生教室『よみかき』」は、延べ実施回数 564 回、延べ参加人数 2,166 人。	継続推進
子どもの居場所サポート（メタバース含む） 【児童生徒課】 （再掲）	不登校児童・生徒に対し、子どもたちの社会的自立をめざすため、それぞれの要因や背景、状態に応じた多様な支援を行っている。	民間施設との連携を踏まえた「枚方市子ども居場所サポートガイド～不登校支援ガイド～」「不登校児童・生徒を支援する民間施設に関するガイドライン」を発信し、多様な不登校支援について周知した。 公民連携プラットフォームによる居場所づくりやメタバース空間を活用した不登校支援の試行実施を行った。	充実強化
児童育成支援拠点事業【まるっとこどもセンター】	養育環境等に関する課題を抱える学齢期の児童を対象に、学校以外の場所に安全・安心な居場所を提供し、基本的な生活習	児童育成支援拠点（こどもスペースふらっと）を週3日開設し、延べ	充実強化

	慣等の形成や食事の提供、学習のサポート、課外活動の提供等を行う。 さらに、家庭が抱える課題を解決するため、必要に応じて保護者への寄り添い方の相談支援や関係機関との連絡調整を実施していく。	166 人の小学生から高校生までの子どもが利用した。	
高等学校等関係機関との連携 【まるっとこどもセンター】	中学校卒業後、高校卒業・中退後に、所属がなくなり、必要な支援が途切れてしまうという課題に対して、枚方市子ども・若者支援地域協議会のネットワークを活用し、必要としている子ども・若者やその家族に切れ目のない支援を実施する。	教育委員会と連携し、10 月の中学校進路指導主事連絡会および、2 月のスクールカウンセラー連絡会にて、中学校卒業後につながる先として、ひきこもり等子ども・若者相談支援センターの周知を行った。具体的なつなぎ方の方法を含めた支援情報の発信を行った。	充実強化

◎充実強化の内容

事業・取り組み名 【担当課・機関名】	今後の方向	取り組み内容
スクールソーシャルワーカー（SSW）の活用事業 【まるっとこどもセンター】 （再掲）	充実強化	見守りの必要な児童・生徒へのきめ細かな対応に向けて、スクールソーシャルワーカーの増員配置を進め、更なる充実に向けて取り組んでいく。
子どもの居場所サポート（メタバース含む） 【児童生徒課】 （再掲）	充実強化	「枚方市子ども居場所サポートガイド～不登校支援ガイド～」「不登校児童・生徒を支援する民間施設に関するガイドライン」を基に民間施設との連携を図り、不登校の子どもたちの学習機会の保障に努める。また、教育委員会だけではなく、市全体として多様な居場所づくりを行い、「枚方市子ども居場所サポートガイド～不登校支援ガイド～」の記載内容拡充及び周知を行う。 メタバース空間を活用した取組を充実させることで、多様な支援を展開する。
児童育成支援拠点事業【まるっとこどもセンター】	充実強化	令和7年度は、開所日を週5日に拡充し、校区外の小学生など通所が難しい子どもが利用できるよう新たに送迎支援を開始する。
高等学校等関係機関との連携 【まるっとこどもセンター】	充実強化	令和6年度の取り組みを踏まえ、令和7年度は、中学校卒業以降の進路には多様な選択肢があることを周知する学校相談会を開催予定。枚方市子ども・若者支援地域協議会の構成機関を含め、市内または市近隣等の定時制高校、通信制高校、高等専修学校など、および教育委員会と連携し実施する。

基本方向Ⅲ

子ども・若者とその家族を社会全体で育む環境づくり

施策目標6 子ども・若者とその家族を社会で支える環境の整備

施策の推進方向における主な取り組み

- ・多くの市民にひきこもり等に対する理解を深めてもらえるよう努める。
- ・幅広い年代の地域の方との交流の機会を創出。
- ・発達段階に応じたキャリア教育の推進。
- ・職業に関する探究学習の充実のため、関係機関への周知と協力依頼に取り組む。
- ・小中学校における相談体制を構築し、メンタルヘルスケアに取り組む。
- ・メンタルヘルスケアの意義と必要性を啓発。

◎取り組みと成果

- ・市民がひきこもり等に対する理解を深める機会とするため、ひきこもり等子ども・若者相談支援センターにて、市民講座を会場開催と動画による配信と2つの方法で実施。また、地域の各団体より依頼を受けて、ひきこもり等の子ども・若者の現状や支援について周知啓発を進めるため、職員による出前講座等を4回実施。この他に、全国の自治体等より視察等の受入れをとおして、ひきこもり等の若者支援について情報共有をしたり、理解を深めたりする機会とした。
- ・枚方公園青少年センターにて、不登校や家族・友達関係等で悩んでいる子ども・若者たちに寄り添う身近な人材を養成する青少年サポート講座を開催。
- ・枚方子どもいきいき広場事業や地域教育協議会の取り組みを通して、地域の人々の特色や多様性を活かして、子どもがさまざまな体験や人との交流ができる機会と場づくりを行なった。
- ・枚方公園青少年センター青年文化事業や生涯学習市民センター学習支援事業を通して、子ども・若者の交流や自主的な活動ができる場や、さまざまな学びの機会を提供。
- ・まるっとこどもセンターでは、児童育成支援拠点事業として、養育環境等に関する課題を抱える学齢期の児童を対象に、学校以外の場所に安全・安心な居場所を提供し、基本的な生活習慣等の形成や食事の提供、学習のサポート、課外活動の提供等を行う、こどもスペースふらっとを週3日開設。小学生から高校生までの子どもが利用。
- ・子どもの居場所づくり推進事業では、子ども食堂の開催1回につき7,000円までだった従来の区分に、10,000円の新たな補助区分を追加し、制度を拡充して取り組んだ。
- ・各中学校区では小・中学校が連携して作成したキャリア教育全体指導計画に基づき、キャリア教育の視点に立った指導を実施。
- ・大学と行政との連携によるまちづくりを目指し、若者の活力をまちづくりに活かすとともに、将来の就職先として関心を持ってもらうこと等を目的として、大学生等のインターンシップ受入れを行った。
- ・枚方市保健所保健医療課では、主に思春期以降を対象とし、精神疾患の早期発見、早期治療の推進に向けた、こころの健康相談を実施。

◎課題

- ・引き続き、ひきこもり等に対する市民の理解を深めるなど、子ども・若者とその家族を社会で支える環境の整備が必要。

◎今後の取り組み

- ・引き続き、地域・行政での各取り組みを通して、子ども・若者とその家族を社会で支える環境を整える。

施策目標に関連する各事業の取り組み状況

1.【ひきこもり等子ども・若者相談支援センター】

・講座など(詳細は施策目標1と3)

ひきこもり等の子ども・若者への正しい理解を進め、支援について周知・啓発するための市民講座を開催した。また、不登校やひきこもり状態にある子ども・若者の理解者となる市民ボランティア「サポートフレンド」(令和6年度登録者27名)に、継続したスキルアップ研修を実施した。

その他、地域の各団体より依頼を受けて、ひきこもり等をテーマとした職員による出前講座等を4回実施し、ひきこもり等の子ども・若者の現状や支援について周知啓発を進めた。この他に、全国の自治体等より視察等の受入れも行った。

実施日	内 容	
4月25日	職員による出前講座「なんでも、どこでも出前塾」 対象者：枚方市民生委員児童委員協議会（招提・殿二・平野地区委員会） テーマ：枚方市におけるひきこもり等子ども・若者支援の取り組み	枚方市内 団体
9月25日	職員による出前講座「なんでも、どこでも出前塾」 対象者：枚方市民生委員児童委員協議会（枚方・伊加賀・枚二地区委員会） テーマ：枚方市におけるひきこもり等子ども・若者支援の取り組み	
11月2日	『枚方市こころの電話相談ボランティア』養成講座 対象者：枚方市こころの電話相談室（電話相談ボランティア希望者） テーマ：ひきこもりについて（枚方市のこの他に、全国の自治体等より視察等の受入れも行った。取り組み、相談を聴くときの心構え、など）	
1月26日	『枚方市青少年育成指導員連絡協議会 西部ブロック』研修会 対象者：枚方市青少年育成指導員連絡協議会 テーマ：枚方市におけるひきこもり支援の取り組み	
11月19日	令和6年度 第2回 愛知県子ども・若者支援担当者研修会 対象者：愛知県市町村 子ども・若者育成支援担当職員 「枚方市子ども・若者支援地域協議会における取り組みと関係機関との連携について」	他県・他市 より
2月7日	行政視察：宜野湾市議会 「ひきこもり等子ども・若者相談支援センターについて」	
3月17日	視察：京都女子大学心理共生学科 講師 正野 良幸 氏 ローカル・ガバナンス研究会 所長 山本 隆 氏 （日本社会における若者の孤独・孤立問題について研究） 「枚方市におけるひきこもり等の支援の取り組みについて」	

2.【関係機関の事業・取り組み】

事業・取り組み名 【担当課・機関名】	事業の概要	令和6年度実績	今後の方向
生涯学習事業 【文化生涯学習課】	各生涯学習市民センターを実施場所として、市民あるいは他部署との連携事業や美術関係事業等を展開することにより、学びの機会を提供している。	他部署との連携事業や美術関連事業等、各生涯学習市民センターを実施場所として各種事業、生涯学習市民センターまつりなど実行委員会形式による市民主体の事業を行った。 生涯学習事業の延べ開催回数 75 回。	継続推進
生涯学習市民センター学習支援事業 【文化生涯学習課】	6 か所の生涯学習市民センターにおいて、諸室の一部を開放したり、ロビーの一部に子どもの居場所づくりのためのスペースを設けたりしている。子どもの自主的なグループ活動については、子どものみで構成される団体の使用についても利用可能としており、使用料減免も行っている。	諸室使用料減免件数：4,788 件（半数以上が 18 歳以下のもので構成される団体） 新型コロナウイルスの影響で減免件数が過去数年減少していたが回復をみせた。	継続推進
枚方子どもいきいき広場事業 【放課後子ども課】	これからの時代を生きる子どもの「生きる力」を育むことを目的として、市内44小学校区で、土曜日の学校休業日を基本に地域特色や多様性を活かしたプログラムを児童健全育成事業として実施する。地域団体やNPO等に対し支援・助成を行っている。	実施日数は年 10 日～48 日の間で各校区が設定(平均 29.59 日)し、計 1,302 回開催した。参加児童数は延べ 35,268 人、コーディネーターやサポーター等のボランティア数は延べ 12,736 人であった。	継続推進
児童育成支援拠点事業【まるっとこどもセンター】 (再掲)	養育環境等に関する課題を抱える学齢期の児童を対象に、学校以外の場所に安全・安心な居場所を提供し、基本的な生活習慣等の形成や食事の提供、学習のサポート、課外活動の提供等を行う。 さらに、家庭が抱える課題を解決するため、必要に応じて保護者への寄り添い方の相談支援や関係機関との連絡調整を実施していく。	児童育成支援拠点(こどもスペースふらっと)を週3日開設し、延べ 166 人の小学生から高校生までの子どもが利用した。	充実強化
子どもの居場所づくり推進事業(子ども食堂) 【子ども青少年政策課】 (再掲)	家で一人で食事をする等の環境にある子どもに対し食事の提供を行い、子どもたちの居場所をつくる活動(いわゆる「子ども食堂」)に取り組む団体(地域団体、NPO 団体等)に対し、その取り組みに必要な初期経費及び運営経費につ	制度拡充の取り組みとして 1 回につき 10,000 円の新たな補助区分を追加し、27 団体(30 か所)に補助金を交付した。令和6年度の開催回数は食堂形式による食事の提供や手作り弁当の配布により 522 回、1 回の開催当たりの子ども	継続推進

	いて補助金を交付している。	もの平均参加人数は約 45 人となった。 また、年に 1 回の開催でも補助金を交付する子どもの居場所づくり推進事業（トライアル）補助金を 1 団体（1 か所）に交付した。	
枚方公園青少年センター青年文化事業 【子ども青少年政策課】	青少年の交流の場作りとして、各種学習・文化事業を実施し、青少年の健全育成につなげている。	学習事業として、青少年教室は子ども囲碁教室、夏休み教室（各種の工作教室・体験事業）などに取り組んだ。同じくボランティア支援にも取り組んだ。 文化事業として枚方市少年少女合唱団、枚方公園ユーススクエア（サンサン人形劇場）、音響講習会・照明講習会（台風のため中止）、青年祭、1Day フェスティバルを実施した。 令和 6 年度の事業参加人数は、子ども囲碁教室 49 回実施（登録者 15 人）、青少年教室が 16 回実施し 432 人、枚方公園ユーススクエア（サンサン人形劇場）が 102 人、音響講習会・、照明講習会が台風のため中止、青年祭が 7 団体出演し、参加人数 305 人、1Day フェスティバルが 15 団体出演し、参加人数 588 人であった。枚方市少年少女合唱団定期発表会は、枚方市総合文化芸術センター関西医大大ホールにて 8 月に開催した。	継続推進
枚方公園青少年センター青少年サポート講座 【子ども青少年政策課】 （再掲）	青少年問題専門の相談員等による青少年サポート講座等を行っている。 不登校や家族・友達関係等で悩んでいる子ども・若者たちに寄り添い、相談にのったり励ましたりする身近な人材を養成する講座を開催している。	令和 6 年度は、10 月に 1 回開催し、8 人の参加があった。 講演テーマ「思春期世代の成長課題を一緒に考えようー不登校、ネットやゲームー～自立に向けて自律を支えるには～」 講師：森本昇（児童福祉司）、福田やとみ（臨床心理士・公認心理師）	継続推進
総合的教育力活性化事業 【支援教育課】	19 中学校区の各地域教育協議会が中心となって、子どもの様々な体験活動の機会や場を提供し、地域との交流を持つことで「子どもの生きる力」と「地域力」を育む。	・19 中学校区の各地域教育協議会が中心となって、「地域の教育力の活性化」を図るための事業について、新型コロナウイルス感染症の 5 類移行に伴い、各中学校区にてフェスティバル開催など各中学校区で工夫して実施した。	継続推進

	①子どもの課題を共有化する取組（広報紙の発行等）②大人のネットワークを拡大する取組（協議会の運営等）③子どもが参画する取組（フェスタ・祭りの開催等）④小学校入学前の子どもと保護者の参加する取組（スポーツ大会等）⑤学校教育活動を支援する取組（職場体験学習協力等）⑥活動の安全を確保するための工夫（安全パトロール等）⑦その他（清掃活動等）の事業を委託している。	・各地域教育協議会において、適切な計画のもとに、会議や催しを実施するため、年度始めに計画書、年度終わりに経過報告書、領収書の写し等の提出を求め、事業の適正化を図った。 ・7月、3月に会長会を対面式で実施し、各地域教育協議会同士の情報交換を行った。	
キャリア教育の実施 【支援教育課】	学校の教育活動全体を通して、自らの力で生き方を選択していくことができるよう、必要な能力や態度を身に着けていくための教育的働きかけを行い、キャリア教育を系統的に実施している。	・各中学校区で小中学校が連携して作成したキャリア教育全体指導教育全体指導計画に基づき、すべての教育活動において、キャリア教育の視点に立った指導を系統的・計画的に行った。 ・キャリア・パスポートを活用したキャリア教育を引き続き全小中学校において実施している。	継続推進
大学生インターンシップ受け入れ事業 【人事課】	大学と行政との連携によるまちづくりを目指し、若者の活力をまちづくりに活かすとともに、将来の就職先として関心を持ってもらうことで、主に、今後不足が見込まれる技術系職員を確保することを目的として、大学生等のインターンシップ受け入れを行っている。	令和6年度は、全32課で、大阪経済法科大学、大阪公立大学、関西外国語大学、関西大学、岐阜大学、京都産業大学、京都女子大学、京都薬科大学、近畿大学、摂南大学、鳥取大学、佛教大学、武庫川女子大学、立命館大学、龍谷大学（15校）、合計30人の学生を受け入れた。受入期間は5日から10日間で、文書整理や資料作成といった事務作業のほか、イベントの準備・実施、現地視察など、多岐にわたる実務に従事した。	継続推進
こころの健康相談 （子ども・若者のメンタルヘルスケア） 【保健医療課】 （再掲）	主に思春期以降を対象とし、精神疾患を有する者、または疑いがある者またはその家族に対して、精神科医、精神保健福祉士、保健師等による相談を実施。精神疾患の早期発見、早期治療の推進等に向けた相談を実施している。	令和6年度の相談件数は延べ4,963件、うち訪問については延べ461件実施。精神疾患の早期発見・早期治療を目的とした相談については、受療支援が延べ136件（うち訪問34件）、精神科医師による診断・判定が延べ49件。自殺未遂者相談支援事業での39歳以下の相談件数は20件。	継続推進

◎充実強化の内容

事業・取り組み名 【担当課・機関名】	今後の方向	取り組み内容
児童育成支援拠点事業【まるっとこどもセンター】 (再掲)	充実強化	令和7年度は、開所日を週5日に拡充し、校区外の小学生など通所が難しい子どもが利用できるよう新たに送迎支援を開始する。

施策目標7 多様な関係機関による支援ネットワークの構築

施策の推進方向における主な取り組み

- ・ 枚方市子ども・若者支援地域協議会を通して、縦と横のネットワークを構築し、切れ目のない適切な支援が行える体制づくり。
- ・ 機関どうしの協力体制を強化するとともに、委員会や協議会などから必要な助言を得て施策を推進。

◎取り組みと成果

- ・ 枚方市子ども・若者支援地域協議会において、代表者会議を1回、実務者会議である「ひきこもり等地域支援ネットワーク会議」を6回開催。
- ・ 実務者会議では、高齢福祉やスクールソーシャルワーカー（SSW）の取り組み、地域の拠点づくりなど、広くさまざまなテーマを設定し学びを深めるとともに、引き続きネットワークの充実を図った。

◎課題

- ・ 引き続き、各関係機関が連携し、切れ目のない適切な支援が行える体制づくりが必要。

◎今後の取り組み

- ・ 引き続き、枚方市子ども・若者支援地域協議会を開催。
- ・ 各関係機関が連携し、切れ目のない適切な支援が行える体制づくりの推進。
- ・ 枚方市子ども・若者支援地域協議会の構成機関を含め、市内または市近隣等の定時制高校、通信制高校、高等専修学校などと連携し、中学校卒業以降の進路には多様な選択肢があることを周知する学校相談会を開催予定。

施策目標に関連する各事業の取り組み状況

1. 【ひきこもり等子ども・若者相談支援センター】

・ 枚方市子ども・若者支援地域協議会

参加構成機関の顔の見える関係を築くとともに、さまざまな状況のひきこもり等の子ども・若者に対し、切れ目のない適切な支援が行える体制づくりを目的に設置している。

令和6年度は、枚方市子ども・若者支援地域協議会代表者会議を1回、実務者会議である「ひきこもり等地域支援ネットワーク会議」を6回開催した。会議の中核を担う構成員による世話人会議も2か月に1回、計6回開催し、実務者会議の内容等を検討した。

実務者会議では、高齢福祉やスクールソーシャルワーカー（SSW）の取り組み、地域の拠点づくりなど、広くさまざまなテーマを設定し学びを深めるとともに、引き続きネットワークの充実を図った。

また、子ども・若者育成計画について令和5年度進捗状況を、枚方市子ども・若者育成計画推進委員会にて確認し、青少年問題協議会において報告を行った。

<令和6年度枚方市子ども・若者支援地域協議会>

代表者会議

実施日	内 容
代表者会議 12月23日	・子ども・若者育成支援推進法の改正と、大阪府の取り組みについて ・枚方市の取り組みについて ・枚方市子ども・若者支援地域協議会・実務者会議 取り組みについての報告

実務者会議（ひきこもり等地域支援ネットワーク会議）

実施日	内 容
第1回全体会議 4月18日	・まるっとこどもセンターについて ・枚方市子ども・若者支援地域協議会 実務者会議について ・各機関からの自己紹介
第2回全体会議 6月20日	「高齢福祉からみた8050支援の現状」 ・地域包括支援センターみどりより ・枚方市健康福祉総合相談課より
第3回全体会議 8月22日	「複雑な課題を有する子ども・若者の孤立を防ぐために」 ・ひらかた市民活動支援センターより ・ステップフォワードより ・グループワーク
第4回全体会議 10月17日	「枚方市におけるスクールソーシャルワーカー（SSW）の取り組み」 ・まるっとこどもセンターSSWより 「（仮）枚方市こども計画」について ・子ども青少年政策課より
第5回全体会議 12月19日	「ルフアルひらかた社協の取り組みを通して、地域の拠点づくりについて考える」 ・枚方市社会福祉協議会（総務課）より、ルフアルひらかたの取り組みと、子ども・若者に焦点を当てた地域の拠点の現状について報告 ・グループワーク（地域の拠点づくりについて、各機関ができそうなこと等）
第6回全体会議 2月20日	枚方市不登校ひきこもり家族会連絡会との合同研修会 「和歌山県でのひきこもり支援の経過～エルシティオでの取り組みを通して～」

※全体会議の前月に、次回の内容を検討する世話人会議を開催。

【代表者会議 構成機関】

（令和7年3月時点）

- ・枚方市 子ども未来部 まるっとこどもセンター
- ・枚方市 観光にぎわい部 商工振興課
- ・枚方市 健康福祉部 健康福祉政策課
- ・枚方市 健康福祉部 健康福祉総合相談課
- ・枚方市 健康福祉部 福祉事務所 障害支援課
- ・枚方市 健康福祉部 福祉事務所 生活福祉課
- ・枚方市 健康福祉部 保健所 保健医療課

- ・ 枚方市 子ども未来部 子ども青少年政策課
 - ・ 枚方市 教育委員会事務局 学校教育部 児童生徒課
 - ・ 枚方公共職業安定所
 - ・ 大阪府中央子ども家庭センター
 - ・ 大阪府枚方警察署
 - ・ 大阪府交野警察署
 - ・ 独立行政法人大阪府立病院機構大阪精神医療センター
 - ・ 一般社団法人枚方市医師会
 - ・ 枚方市民生委員児童委員協議会
 - ・ 社会福祉法人枚方市社会福祉協議会
 - ・ NPO 法人枚方人権まちづくり協会
 - ・ 枚方・交野地区保護司会
 - ・ 枚方市青少年育成指導員連絡協議会
 - ・ 枚方市子ども未来部まるっとこどもセンター
- 【子ども・若者支援調整機関(事務局)】

【実務者会議(ひきこもり等地域支援ネットワーク会議)案内送付機関】

(令和7年3月時点、32 機関・34 窓口)

- ・ 枚方公共職業安定所
- ・ 大阪府中央子ども家庭センター
- ・ 地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪精神医療センター
- ・ 枚方市民生委員児童委員協議会
- ・ NPO 法人枚方人権まちづくり協会
枚方市地域就労支援センター
- ・ 社会福祉法人枚方市社会福祉協議会
枚方市いきいきネット相談支援センター
- ・ 一般社団法人ステップフオワード
北河内地域若者サポートステーション
枚方市就労準備支援事業担当
- ・ OSAKA しごとフィールド(JOB カフェコーナー)
- ・ 枚方市障害者自立支援協議会幹事会
- ・ 枚方市障害者就業・生活支援センター
- ・ LITALICOワークス枚方
- ・ d-career(枚方駅前オフィス)
- ・ CoCo Color
- ・ 訪問看護ステーション デューン京阪
- ・ 特定非営利活動法人ひらかた市民活動支援センター
- ・ 大阪府立寝屋川高等学校(定時制の課程)
- ・ 大阪府立大手前高等学校(定時制の課程)
- ・ 長尾谷高等学校
- ・ 近畿情報高等専修学校
- ・ あおい教育支援グループ
- ・ 枚方市不登校・ひきこもり家族会連絡会
- ・ 株式会社京阪毎日舎
- ・ 大阪府中小企業家同友会・枚方寝屋川交野支部
- ・ 枚方市 観光にぎわい部 商工振興課

- ・ 枚方市 健康福祉部 健康福祉総合相談課
- ・ 枚方市 健康福祉部 福祉事務所 障害支援課
- ・ 枚方市 健康福祉部 福祉事務所 生活福祉課
- ・ 枚方市 健康福祉部 保健所 保健医療課
- ・ 枚方市 子ども未来部 子ども青少年政策課
- ・ 枚方市 子ども未来部 枚方公園青少年センター
- ・ 枚方市教育委員会事務局 学校教育部 児童生徒課
- ・ 枚方市 子ども未来部 まるっとこどもセンター
(ひきこもり等子ども・若者相談支援センター)【子ども・若者支援調整機関(事務局)】